

第五十五回国会 大蔵委員會議録第八号

昭和四十二年四月二十八日(金曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君  
理事 藤井 勝志君  
理事 毛利 松平君  
理事 平林 剛君  
理事 春日 一幸君  
足立 篤郎君  
奥野 誠亮君  
小峯 柳多君  
河野 洋平君  
砂田 重民君  
西岡 武夫君  
村山 達雄君  
山中 貞則君  
広沢 賢一君  
堀 昌雄君  
柳田 秀一君  
竹本 孫一君  
鈴木 康雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君  
大蔵省主計局長 岩尾 一君  
大蔵省関税局長 細見 卓君  
事務代理 農林省畜産局長 岡田 覚夫君  
農林省園芸局長 八塚 陽介君  
通商産業省通商 局長事務代理 原田 明君  
委員外の出席者 専門員 坂井 光三君

四月二十日

委員和田耕作君辞任につき、その補欠として永

第一類第五号

大蔵委員會議録第八号

昭和四十二年四月二十八日

江一夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員竹本孫一君辞任につき、その補欠として永末英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永末英一君辞任につき、その補欠として竹本孫一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員竹本孫一君辞任につき、その補欠として永末英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永末英一君辞任につき、その補欠として竹本孫一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員村上信二郎君辞任につき、その補欠として中野四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中野四郎君辞任につき、その補欠として村上信二郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員永江一夫君及び広沢直樹君辞任につき、その補欠として永末英一君及び鈴木康雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月十九日

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

同月二十二日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一五号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

同月二十四日

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出第九二五号)

同月二十七日

税法簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一五号)

同月二十四日

入場税撤廃に関する陳情書(大阪府議會議長酒井朋三(第一一五号)燃料関係税の増税等反対に關する陳情書(神戸市生田区上橋通二の一一の一兵庫県トラック協会会長森崎了三外五十七名(第一四五五号)所得税法の一部改正に關する陳情書(松江市議會議長藤本幸市郎(第一四六号)

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に關する陳情書外一件(岩見沢市議會議長谷玉吉外一名(第一四七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二五号)

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五五号)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○内田委員長

これより會議を開きます。

日本専売公社法の一部を改正する法律案、石炭対策特別会計法案及び税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案の各案を

議題といたします。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第二項」を「第四十三條の十三第三項」に改める。

第五 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第四十三條の八第一項中「作成し」の下に「当該財務諸表に關する監事の意見を附して、これを」を加える。

第四十三條の九第一項中「作成し」の下に「当該報告書に關する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく」の下に「これを」を加える。

第四十三條の十三第一項各号を次のように改める。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相當する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金(次条第三項ただし書の規定により借り換えた短期借入金を含む。以下この条において同じ。)の増加額に相當する金額を控除した金額

二 当該事業年度において長期借入金が減少したときは、その減少額に相當する金額から当該事業年度における前号の資産の額の合計額の減少額に相當する金額を控除した金額

第四十三條の十三第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相當する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金(次条第三項ただし書の規定により借り換えた短期借入金を含む。以下この条において同じ。)の増加額に相當する金額を控除した金額

二 当該事業年度において長期借入金が減少したときは、その減少額に相當する金額から当該事業年度における前号の資産の額の合計額の減少額に相當する金額を控除した金額

第四十三條の十三第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相當する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金(次条第三項ただし書の規定により借り換えた短期借入金を含む。以下この条において同じ。)の増加額に相當する金額を控除した金額

2 前項第一号に規定する長期借入金の増加額又は同項第二号に規定する長期借入金の減少額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。  
第四十三條の十四第一項中「政府から」を削り、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の日本専売公社法第四十三條の十三の規定は、昭和四十二年以後の決算について適用する。

理由

日本専売公社のたな卸資産に対する資金手当の円滑化に資するため、たな卸資産の増加額を限度として利益金の一部を同公社に留保することができるとし、政府以外のものからも借入れができるようにするとともに、監事の権限に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法

第一条 石炭対策に關する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この法律において「石炭対策」とは、石炭鉱業の現状及びその動向がもたらす国民経済的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定、これに關連する雇用の安定、産炭地域の振興並びに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に關する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)、石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行

なう補助(交付金の交付を含む。以下この項において同じ。)又は出資で、次に掲げる事業に係るもの。  
イ 石炭鉱業合理化臨時措置法第三條に規定する石炭鉱業合理化基本計画に従い、石炭鉱業の生産の合理化を図るために行なう事業。  
ロ 石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るために行なう事業。  
ハ 石炭の需要の確保又はその流通の合理化を図るために行なう事業。

二 炭鉱職業者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう炭鉱職業者のための緊急就労対策事業、職業訓練の実施若しくは再就職支援業務に係る補助又は炭鉱職業者に対する就職促進手当の支給。

三 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資。  
四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)に基づく鉱害復旧工事に係る補助又は鉱害基金に対する出資。  
五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に關連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「附帯事務等」に關する措置」という。)

(管理)  
第二条 この会計は、大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令で定めるところに従い、管理する。  
2 この会計の管理に關する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に關するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行なうものとする。

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び(歳入及び歳出)

び附屬雑収入をもつてその歳入とする。  
一 次条の規定により石炭対策に要する費用の財源に充てられる関稅收入。  
二 石炭鉱業再建整備臨時措置法第六條又は第十一條第二項の規定による納付金。  
三 附帯事務等に關する措置に基づく収入金。  
四 第十二條第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金。  
2 この会計においては、次に掲げる費用及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

一 石炭鉱業合理化事業団の業務の運営に要する資金に充てるための補助金及び出資金。  
二 坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るための補助金。

三 石炭鉱業再建整備臨時措置法第四條第一項に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第十條第一項の規定による補償金その他の石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るための補助金。  
四 電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の需要を確保するための交付金及び電源開発株式会社等の事業施設で石炭の需要の増加に資するものの整備に要する資金に充てるための出資金。

五 第一條第二項第二号の補助金及び就職促進手当。  
六 第一條第二項第三号又は第四号の補助金及び出資金。  
七 附帯事務等に關する措置に要する費用。  
八 第十二條第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子。

九 事務取扱費。  
(石油に係る関稅收入の帰屬)  
第四條 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九号に掲げる石油及び壓青油の原油(以下この条において「原油」という。)並びに同表第二七・一〇号の一の(四)に掲げる重油及

び粗油(以下この条において「重油等」という。)に係る関稅收入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策に要する費用の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。  
一 原油及び関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第二七・一〇号の一の(四)に掲げる製油の原料として使用される重油等に係る関稅收入にあつては、その関稅の毎年度の收納済額から、当該年度におけるその関稅についての還付すべき金額(同法第七條の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。)と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額。

二 重油等(前号に規定するものを除く。)に係る関稅收入のうち、関稅暫定措置法別表第二七・一〇号の一の(四)のAの(2)に掲げる重油等に係るものにあつてはその全額、同号の一の(四)のBの(2)に掲げる重油等に係るものにあつてはその七百三十分の三百二十に相当する額、同号の一の(四)のCの(2)に掲げる重油等に係るものにあつてはその六百六十分の二百九十に相当する額。

(歳入歳出予算書の作成及び送付)  
第五條 所管大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。  
(歳入歳出予算の区分)  
第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。  
(予算の作成及び提出)  
第七條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。  
(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作成及び送付)

第九条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)

第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年の予算から適用する。

2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日まで廃止するものとする。

3 財政法第三十条第二項の規定により昭和四十二年の一般会計の暫定予算が失効することとなつた場合には、当該予算に基づいてした支出又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係るものは、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとする。

4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十二年の第四年度の関税収入は、この会計の歳入とみなす。

5 関税法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一

項の規定により還付すべき金額がある年度における第四条第一号の規定の適用については、同条中同法第七条の五第一項とあるのは、同法第七条の五第一項若しくは関税法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法(以下この号において「改正前の法」という。)第七条の五第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項と、「相当する額」とあるのは「相当する額から改正前の法第七条の五第一項若しくは第七条の六第一項の規定又はその例により還付すべき金額を控除した額」とする。

6 政府は、当分の間、この会計の歳入不足をうめるため、必要な金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

7 前項の規定による繰入金については、後日、この会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

8 石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第九十四号)第八条の規定による石炭鉱山整理交付金又は同法第十六条の規定による支払金は、この会計の歳出とする。

9 国税収納金整理資金に関する法律(昭和四十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」の下に「若しくは石炭対策特別会計」を加える。

第十二条中「内閣総理大臣」を「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)」に改める。

10 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「(以下「災害復旧事業」という。)」を「又は同項第三号に規定する復旧工

事に関する事業(以下「炭害復旧事業等」という。))に、「(災害復旧事業を除く。)」を「(災害復旧事業等を除く。)」に改める。

11 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

六 石炭対策特別会計の経理を行なうこと。

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 石炭対策特別会計の経理を行なうこと。

第十条第二項中「第四号及び第四号の二」を「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

理由

石炭対策に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条・第三十五条」を「第三十四条・第三十五条」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。  
(口座振替納付に係る納付書の送付等)  
第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納

付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

第五十二条第六項中「並びに前節」を、「前節並びに第五十五条(納付委託)に改める。

第六十条第二項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前を」を「納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が發せられた日。以下この項及び第六十三条第一項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六十三条第一項中「第四号に該当する事実」に類する事実に係る部分に限る。の下に「若しくは第三項を加え、」に係る督促状を發した日から起算して十日を経過した日を「の納期限の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項第一号中「納付委託」の下に「(第五十二条第六項(保証人からの徴収)又は国税徴収法第三十二条第三項(第二次納税義務者からの徴収)において準用する場合を含む。)」を加え、「納税者」を「当該有価証券の取立てを委託した者」に改める。

第九十条第一項中「百元」を「千円」に改め、同条第二項中「課税標準に一元」の下に「(政令で定める物品に係る消費税については、百元。以下

この項において同じ。)」を加える。

第九十一条第一項中「十円未満」を「百元未満」に改め、「(国税の滞納処分費については、十円)」を削り、同条第三項及び第四項中「十円」を「百元」に改める。

第九十二条第三項中「十円」を「百元」に、「三百円」を「五百円」に改め、同条第四項中「全額が千円」を「全額が二千円」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに同法第四章第一節(納税の猶予)」を、「同法第四章第一節(納税の猶予)並びに同法第五十五条(納付委託)」に改める。

第九十二条中「自己の財産」の下に「(第二十四条第三項(譲渡担保財産に対する執行)の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。)」を加える。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出

することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

第三十条第二項中「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該酒類のもとし入れ又は移入に関する明細書並びに当該もとし入れ又は移入の事実を証する」を「当該酒類又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第三十条の二第三項中「のもとし入れをし又は同条」を「若しくは」に改め、「もとし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に、「第二項」を、「当該もとし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第五十条第一項本文中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(届出義務)

第五十条の二 前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者は、その製造免許を受けた酒類又は品目の酒類(政令で定める酒類又は品目の酒類に限る。)に糖類その他の政令で定める物品を混和しようとする場合その他酒類に関し政令で定める行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第五十六条第一項第七号中、「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の一号を加える。

五 第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

(砂糖消費税法の一部改正)

第四条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「もとし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を加え、「同項」を「これら」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を、「当該もとし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第十五条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

第十八条第五項中「承認に係るものを当該承認に係る期限前」を「届出又は承認に係るものを同項各号に掲げる日以前」に、「当該期限の末日」を「当該各号に掲げる日」に改める。

第二十一条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該砂糖類のもとし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もとし入れ又は移入の事実を証する」を「当該酒類又は還付を受けようとする砂糖消費税額に相当する金額又は当該免除に係る砂糖類の重量の計算に関する」に改める。

第二十九条の見出し中「砂糖類の販売業等」を「兼業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業（当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は」を削り、同条第二項中「砂糖類の販売又は」を削る。

第三十七條第三号中「砂糖類の販売業又は」を削る。

（物品税法の一部改正）  
第五條 物品税法（昭和三十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。当該税務署長が指定した日

第二十條第六項中「を相当量販売するのに適するものであることにつき」を「同項に規定する方法により購入されるものを販売することができる販売場として」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

第二十二條第六項ただし書、第二十三條第四項後段及び第二十六條第四項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限内」を「同項各号に掲げる日までに」改める。

第二十八條第一項中「構成していた課税物品」の下に「で第十六條第一項の規定の適用を受けたものの以外のもの」を加え、同条第四項中「当該物品の返還又はもどし入れに関する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

（揮発油税法の一部改正）  
第六條 揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号中「第一項若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第十七條第一項又は」を「第十七條第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第十四條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日  
第十七條第二項中「移出するるとき」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）  
第七條 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。当該税務署長が指定した日

第十二條第七項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限」を「同項各号に掲げる日」に改める。

第十五條第二項中「移出するときは」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第六項中「当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

「を」当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第十六條第二項中「戻入れをした者」の下に「同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、「当該戻入れ」の下に「若しくは移入」を加える。

（トランプ類税法の一部改正）  
第八條 トランプ類税法（昭和三十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。当該税務署長が指定した日

第十八條の二第二項中「前条第一項又は」を「前条第一項若しくは」に改め、「もどし入れを」

した者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に、「第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十第七項を次のように改める。

7 第二項の規定による延納は、国税通則法及び国税徴収法中延納に関する規定の適用については、所得税法の規定による延納とみなす。

第八十八条の二第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。

当該予定日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の国税通則法(以下この条において「新法」という)第六十条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に同項に規定する納期限(同法第三十八条第二

項に規定する繰上げに係る期限を含む。)が到来する国税に係る延滞税について適用し、同日前に当該納期限が到来している国税に係る延滞税については、なお従前の例による。

2 新法第九十条から第九十二条までの規定は、施行日以後に計算する国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお従前の例による。

(酒税法等の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三条 改正前の酒税法第二十八條第三項(同法第二十九條第三項)において準用する場合を含む。

六条第三項若しくは第十八條第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む)、物品税法第十七條第三項(同法第十九條第三項、第二十二條第三項又は第二十六條第三項)において準用する場合を含む)、揮発油税法第十四條第三項(同法第十五條第三項又は租税特別措置法第九十条第三項)において準用する場合を含む)、石油ガス税法第十一條第三項(同法第十二條第三項)において準用する場合を含む)、トランプ類税法第十五條第三項(同法第十六條第三項)において準用する場合を含む)又は租税特別措置法第八十八條の二第三項に規定する期限が、施行日以後に到来する場合におけるこれらの規定に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

2 改正後の酒税法第三十条第二項、砂糖消費税法第二十一条第二項、揮発油税法第十七條第二項、石油ガス税法第十五條第二項又はトランプ類税法第十八條第二項の規定は、他の製造場(石油ガス税については、石油ガスの充てん場。以下この項において同じ)から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類、砂糖類、揮発油、課税石油ガス又はトランプ類(以下この項において「酒類等」という)を当該酒類等の製造場に移入し、施行日以後にその移入した製

造場からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒税額、砂糖消費税額、揮発油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

(物品税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際、改正前の物品税法第二十条第六項の承認を受けている輸出物品販売場は、施行日から二月を経過する日までの間は、改正後の物品税法第二十条第六項の規定により許可を受けた輸出物品販売場とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「算入しない」を「算入しない」とし、同項中「納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が發せられた日。以下この項及び第六十三條第一項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第九十九条各号に掲げる期間の末日」とするに改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 改正後の所得税法第九十九条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる期間の末日が到来する所得税の延滞税について適用し、施行日前に当該末日が到来している所得税の延滞税については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第一項中「これらの申告書の提出期限」及び「その提出期限を」その納期限に改め、同条第二項中「その提出期限」を「その納期限」に改める。

第八十条第三項中「同項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第三百三十四條第四項中「第一項又は第二項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その提出期限」に改める。

「当該納期限」に改める。

### 理由

今次の税制改正の一環として、国税の共通の事項及び間接税に関する事項につき国民の負担の軽減と手続の簡素化を図るため、課税標準及び税額の端数切捨ての基準を引き上げ、口座振替による納付の方法を法定するとともに、その場合の延滞税及び延納の要件を緩和し、課税物品の未納税移出等に係る承認事項の一部を届出事項に改め、間接税の納税申告書の添附書類を簡略化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。小沢政務次官。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

最初に、日本専売公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、たなおろし資産に対する資金手当の円滑化をはかることであります。

日本専売公社のたなおろし資産は、たばこ事業

の業務量の拡大に伴い、近年著しく増加しております。このたなほりし資産の増加に対する資金手当は、現行法のもとにおいては、政府からの借り入れ金によらざるを得ないのでありますが、これはたなほりし資産の増加の著しい現在のような事態に適しているとは申し上げかねるわけであります。

そこで、たなほりし資産に対する資金手当を円滑にするため、その方法として借り入れ金の借り入れ先について、現行法が政府に限定していることを改め、政府以外からも借り入れをすることができるようになるとともに、たなほりし資産の増加額を限度として利益金の一部を公社に留保することもできるようにいたしております。

第二は、日本専売公社の監事の権限に関する規定を整備することであります。

すなわち、監事が監査の結果に基づき必要があることを認めるときは、總裁または大蔵大臣に意見を提出することができるようその権限を明確にするのと同時に、公社が大蔵大臣に提出する決算書類に監事の意見を付さなければならぬこととしたしております。

次に、石炭対策特別会計法案について申し上げます。

御承知のように、昨年七月、石炭鉱業審議会が石炭鉱業の抜本的安定対策について政府に答申したのでありますが、政府といたしまして、この答申の趣旨に沿って石炭対策を強力に推進することとし、このためすでに昨年度におきましても閉山交付金の単価の引き上げ等の措置をとったところでありました。本年度からは、さらに、石炭鉱業の借り入れ金債務一千億円に対する元利補給、中小炭鉱等に対する安定補給金の交付等、石炭鉱業の生産の合理化あるいは経営経理の改善及び安定のための措置を強化するほか、引き続き炭鉱離職者の援護、産炭地域の振興及び鉱害復旧の促進等の諸措置を推進することにより、石炭対策を抜本的かつ総合的に実施することといたしております。

他方、石炭対策のための財源につきましては、昭和三十五年四月以降原重油関税の税率を引き上げて対処してきたところでありますが、今回の抜本的対策の実施にあたって、石炭対策に要する費用とその財源との関係をより明確にし、あわせて、石炭対策に関する政府の財政措置の全貌を明らかにするため、特別会計を設置することとしたのであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

まず、この会計の歳入は石炭対策の財源に充てられる原重油関税収入であります。当分の間、歳入不足を埋めるために、一般会計から必要な金額を繰り入れることができることとしております。なお、この繰り入れ金については、後日、その繰り入れ金相当額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り戻すこととしております。

次に、この会計の歳出とされるのは、石炭対策に要する費用であります。そのおもなものを要約いたしますと、その一は、石炭鉱業の生産の合理化、経営経理の改善及び安定並びに石炭の需要の確保または流通の合理化をはかるための事業にかかる補助金または出資金、その二は、炭鉱離職者援護のための事業にかかる補助金または炭鉱離職者に対する就職促進手当、その三は、産炭地域の振興のための事業にかかる補助金または出資金、その四は、鉱害復旧工事にかかる補助金等でありました。

昭和四十二年予算におけるこの会計の石炭対策費は約五百二十二億円でありました。これは、昭和四十一年度の一般会計当初予算における石炭対策費約二百八十一億円に対して約二百四十一億円の増加となっております。

一方、この会計の歳入となる原重油関税収入は、約四百七十五億円でありまして、差額の約四十六億円は一般会計からの繰り入れによることとしております。

以上のほか、この会計の管理は大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣が行なうことといたします。

とともに、この会計の予算及び決算の作成提出、一時借り入れ金の借り入れ及び借りかえ、支出残額の繰り越しその他この会計の経理に關し必要な事項を定めております。

なお、この会計の終期を昭和四十五年度末と定めておりますが、これは、石炭鉱業合理化臨時措置法に定める石炭鉱業合理化基本計画の目標年度及び関税暫定措置法に定める原重油関税の暫定税率の適用期限を昭和四十五年度末とするようこれらの法律の改正案を今国会に提出し、または近く提出する予定でありまして、これらの目標年度及び適用期限とこの会計の終期を合わせる趣旨であります。

また、昭和四十二年度におきましては、この会計の予算が成立するまでの間は暫定予算が施行されることとなりますので、昭和四十二年の予算が成立して暫定予算が失効することとなった場合には、同年度の一般会計暫定予算に基づく支出または債務の負担で石炭対策に要する費用にかかるものは、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとなし、かつ、暫定予算期間中に収入した原重油関税収入は、この会計の歳入とみなすこととしております。

最後に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

納税者の負担の軽減と手続の簡素化の見地から、先般行なわれまして税制調査会の税制簡素化の答申に基づきまして、直接税につきましては、すでに提出済みの所得税法、法人税法及び相続税法の各一部を改正する法律案にその具体的内容を織り込んで御審議を願うこととしていた次第であります。

また、さらに国税通則法及び国税徴収法並びに酒税法その他の間接税諸法につきまして、同様の趣旨から、所要の改正を行なうため、ここに税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その主要なものを申し上げます。

初めに、国税通則法及び国税徴収法の関係であります。

この関係では、まず第一に、負担の軽減及び計算の簡素化の見地から、国税の端数切り捨ての基準を、原則として、課税標準については百円未満から千円未満に、税額については十円未満から百円未満にそれぞれ引き上げ、あわせて延滞税率が日歩二銭から四銭となる日について、現在、督促状の発付から十日経過日とされているものを、その発付までの期間を考慮して単純に納期限の一月後に改めることとしております。

第二に、納付方法の簡素化の見地から、口座振替による納付の方法を法定し、その場合における延滞税及び延納の要件を緩和し、また、滞納処分における公売保証金徴収の要件を緩和する等の規定の整備を行なうこととしております。

次に、酒税法等の間接税関係であります。

この関係では、第一に、課税物品の未納税移出等にかかる証明書の提出期限の延長の手続について、法定提出期限から三月以内の延長の場合には、現行の承認制を届出制に改めることとしております。

第二に、製造場等への戻し入れまたは移入にかかる税額の控除または還付を受けるための手続について、納税申告書に添付する書類を簡略化する等間接各税法の諸規定につき、手続または仕組みの簡素化のための所要の整備をはかることとしております。

以上が日本専売公社法の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明がありました三案に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 最近、豚の病原菌の問題で、国民は食用肉につきまして非常に関心を持ち始めました。政府においては、これに対して徹底的な追及やらなんかをしておられるわけですが、多少、あつものにこりてなますを吹くような感じもいろいろな面ではないのであります。おりもおり、私どもの手元に「中国産食肉の輸入解禁に関する陳情」なるものが参りました。この機会に、私は、ひとつ牛を中心として、食用肉を中心としたしまして、現在のわが国の食肉の事情並びにそれに伴う輸入の状況について政府にたしたいのであります。

農林省から私にいただきました「家畜飼養農家数および飼養頭数の推移」というものを拝見いたしました。食用肉について、戦前戦後を通じて非常に変化が見られるのであります。これを簡略に私の感じたところを申し上げます。乳用牛雌のほうは、基準年次昭和九年から十一年をすべて一〇〇にいたしますが、これを見ますと、一貫として増勢をたどり、四十一年には、一、三一一・八という指数をたどっておりますが、肉用牛については、基準年次一〇〇に対してピークが三十一年の一六〇・九、四十一年に至っては九三・三と激減をいたしておられるわけでありまして、馬に至ってはなおさらのこと、基準年次一〇〇、ピークが二十七年の七六・八で、四十一年に至っては一八・五、食用としての馬がその必要性がなくなったというほどの状況。綿羊はピークが三十二年の一、九六四・六で、四十一年が三〇四・一、ヤギも激減、豚は基準年次一〇〇に対して、四十一年は四九四、ウサギは激減、鶏が一貫して増勢をたどっておりまして、四十一年の二二〇・五であります。そこで牛になるわけですが、肉用牛が基準年次一〇〇に対して九三・三でございます。この家畜の、特に牛の飼養が、ピークが一六〇・九

から九三・三、まさに激減をしておる原因は一体何でございますか。

○岡田(寛)政府委員 ただいま御質問のございました肉牛が減っているではないか、その理由は何か、こういうお話でございますが、昭和三十一年に肉牛の頭数二百七十万頭で、これが最高であったわけでございますが、その後減少してまいりまして、最近は大体百五十七万頭程度になっておるわけでございます。

このように、肉牛の頭数が減ってまいりました原因をいたしましては、御承知のように、肉牛は農家に飼育されて、農業の労働手段というところで主として飼養されておったわけでございます。ところが、農業の機械化が進展をいたしましたので、逐次農業機械が肉牛に代替をいたしましたので、減少をいたしました。もう一つは、国民所得の増大に伴いましたこと、もう一つは、肉の需要がふえてまいり、そういうことによりまして屠殺が行なわれてまいり、こういうふうな二つの理由から肉牛が減少してまいりたわけでございますが、御承知のように、牛肉につきましては、今後需要は増大をしようと思っております。

しかし、世界的に見まして、肉牛資源というのは必ずしも十分であるという状態ではないわけでございます。したがって、国内でできるだけ生産をするということで、現在のいろいろな施策を講じておられるわけですが、最近やや減少の傾向が停滞をしてみまして、今後は増大の方向に向かうのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 このいただいた資料の三ページを見ますと「食肉需給の推移」が載っておりますが、これによりまして、三十年度に生産量が十二万四千八百二十トン、ピークが三十九年で、二十二万三千九百二十トン、四十一年に至りますと、どんどん減って十五万六千トンになっていきますね。いまのあなたの話でいきますと、これが好転をす

る可能性があるということですが、この表の中ではあまりそれが見られないようでありまして、生産量が好転をするというのは、どういう理由でおっしゃっているわけですか。

○岡田(寛)政府委員 最近の統計によりまして一貫して減少したていわけでございますけれども、四十二年の統計、まだ正確な統計は出ておりませんけれども、いろいろな調査から推定をいたしますと、四十二年におきましては、頭数の減少の度合いはかなり減少してまいり、おるといふふうに推定をいたしておるわけでございます。

○横山委員 その推定の理由は何であるかと聞いておるのです。いきなり牛がこつ然として出てくるわけでもありません。

○岡田(寛)政府委員 一応、農業機械が代替をいたしましたので牛が減少したていわけでございますけれども、やや限度にきておるといことが一つでございます。それからもう一つは、国内の生産が減りましたために価格が上昇したてい、肉の価格なり子牛の価格というものが上昇してまいり、おるわけでございます。その結果、農民の間に生産意欲が出てまいり、おるといことでございまして、さらに、肉牛を増産するというところで、いろいろな点で生産対策を講じておるわけでございます。そういうことの結果、従来減少しておりましたものが、減少の度合いが非常に減ってまいり、おることになってまいり、おるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 価格が高くなったから生産意欲が出ておるといふのでありますが、食べるほう、消費者の立場に立つてこの価格の推移を見ますと、これじやかなわぬという感じがしますね。二十八年の卸売り価格二百三十二円が四十年に至って四百三十九円、小売り価格が二十八円、四百四十五円が八百五十四円。卸売り価格の比率に比べますと、小売価格というものがきわめて高騰してまいり、おる。三十九年あたりからずとふえておる。三十九年まではあまりその推移が変わらないけれども、小売り価格は三十六、七

年、特に三十九、四十年に至っては非常に高騰をしておる。こういうふうな状態で、あなたのほうには牛の生産者にごひいきなさるつもりかもしれませんけれども、これだけ高騰しておくと、これは、息巻じやないか、今日消費者の立場が非常に重要なときに、牛が足らぬ、牛が足らぬと言っておるのに、これだけ食べる肉がどんどん上がつていくことについて放置するのは怠慢ではないかと私は感ずるのでありますが、いかがでございますか。

○岡田(寛)政府委員 ただいまの点でございますが、先ほど申し上げるのを一つ落としたわけでございますが、実は、肉牛の生産というのは、非常に生産性が低いと申します。収益性が非常に低いわけでございます。そういうことの結果、肉牛の生産というものが減退をいたしましたわけでございます。最近価格の騰貴もございまして、やや生産性が上がるといいます。収益性が高まってきたてい、生産意欲が出てまいり、おるとい点があるわけでございます。牛肉につきましては、かなり国際的にも高いわけでございます。もちろん、肉の価格が非常に高いというところは、消費者物価等の点からも問題があるわけでございます。したがって、一方におきましては畜産振興事業団で食肉の輸入、民間でも食肉の輸入をいたしまして、需給の安定ということに努めておるわけでございます。

○横山委員 一向実績があがっていないではありませんか。この六六ページを見ますと最近における内外の国際比較が載っておりますが、これによりまして、牛肉の海外価格は、たとえばオーストリアを例にとりまして、輸入商社販売価格がキロ当たり三百六十五円です。国内の卸売り価格が、大宮の例を引きまして六百七十円。これが小売り価格になったらどのくらいになるか私は承知しませんが、海外価格は非常に安いのに、われわれの食ぜんの上にきます価格になりますと、倍には

○横山委員　その点はかなり納得できるところで

そこで、中国食肉の輸入解禁についてのいろいろ

昭和三十一年十月 日本生物科学研究所学術部長高松泰人博士は約六十日に亘り中国の家畜

また、少なくとも前の畜産局衛生課長であり、獣医師会の副会長であり、日本畜産事業団の

副理事長という、まあ一応とにかく経験者、権威者を派遣して、紆余曲折の結果、中国側も了承してやったものを、それすら気に入らぬということではないかぬのじゃないか。派遣する前に農林省と全然関係がないとは言わぬという政治的情勢にあるのに、なぜそれすらもだめなのか、この機会に歯にきぬを着せないで、この報告書にどういふ点で不十分な点があったか、農林省として、原則的に中国食肉を輸入してもよろしいという態度であるかどうか、それを明らかにして、どういふ条件ならば、どういふ状況ならば輸入をしたいのかという点をこの際明白にして、関係者はもとより、中国側の協力を得るということにしてみたい。

○岡田(寛)政府委員 それでは、その点につきましてはやや詳細に御説明を申し上げたいと思ひます。

中国大陸においては、もともと口蹄疫とか牛痘とか牛肺疫だとかいうような家畜の悪性伝染病が非常にたくさん発生する土地であったわけですが、終戦後、わが国と中共との間は正式の国交が結ばれていないということ、それから、国際的な獣医機関があるわけでございますけれども、現在中共はそれに入っておりません。したがって、家畜衛生状況についての公式的な統計が出されておらない、こういうふうな経緯がありまして、わが国といたしましては、現在なお悪性伝染病の発生するおれがある地域として、家畜伝染病予防法に基づきまして、同地域からの偶蹄類及び奇蹄類の動物並びにこれらの肉の輸入を禁止しておるわけでございますが、この中共の衛生問題につきましては、何といたしまして、一番重要問題は口蹄疫でございます。

口蹄疫と申しますのは、先生御承知のとおりと思いますが、家畜の病氣としましては最もおそろべき病氣でございます。ビールスに起因をいたしまして、偶蹄類、牛だとか羊だとか豚にかかるわけでございますが、これにかかりますと、爆発的な流行をいたします。一度発生しますと、数万

頭、数十万頭という牛がこの病氣にかかる可能性があるわけでございます。その結果、食事をとることが困難になり、あるいは起立することが不可能になるということでも死ぬる可能性が非常に強いわけでございます。そこで、世界各国とも、この口蹄疫に對しましては非常に神経質な態度をとっておるわけでございます。終戦後現在まで口蹄疫の発生しない国としましては、アメリカ、カナダ、日本、豪州、ニュージーランドという国が衛生をしないだけでありまして、それ以外の国はおおむね発生をしております。特に一九五一年から五二年にかけてはヨーロッパで爆発的な大流行がございまして、その損害は一兆円に及ぶ、こういうふうな言われておるわけですが、昨年も英國におきまして口蹄疫が発生しましたために数万頭の牛が殺処分されるというふうな事態が出ております。わが国は終戦後口蹄疫が発生したことがありません。清浄な国でありますので、この病氣に對しましては非常な警戒をいたしておるわけでございます。

そこで、中共からの食肉の輸入の禁止を解除するかどうか、という問題は、かかって口蹄疫がどうであるかという問題になるわけでございます。

そこで、これは慎重な調査をする必要があるというところで、民間団体が過去三回にわたって調査をいたしてきたわけでありまして、その報告書の結果を見ますと、明らかにされておりますことは、近年、中共におきましては家畜衛生状態が従来に比べて著しく改善されている、われわれが予想したよりも非常に改善されているという点は、各調査者とも認めておるわけでございます。口蹄疫については、現在顯著な流行あるいは被害はないというふうな思われるという推定もいたしております。しかし、口蹄疫が絶滅したかどうかという点については、確証は得られておらないわけでございます。それから、口蹄疫の予防液に使用される目的だとか性質だとか製造方法等については、一切技術的に明らかにしておらないわけでございます。それから、口蹄疫の血清学的な検査

は行なわれておりません。そういうことから、中国全土の清浄化の免疫学的確認はなされてない、こういうふうなことが報告されておるわけでございます。

そこで、先ほど口蹄疫について申し上げましたが、口蹄疫につきましては、ビールスに非常に種類がございまして、これに對するワクチンはございませぬけれども、それぞれのビールスについてそれだけのワクチンでないとなかなかきかないというところで、これに對しましてなかなか有効な予防方法が現在ないわけでございます。そこで、口蹄疫が発生いたしますと、殺処分をしたり、移動禁止をしたりということにいたしておるわけでございます。そこで、従来どういふ口蹄疫が中共において発生したものであるか、その型は何であるか、ワクチンはどういふ種類のものであるか、製造方法はどうかといったものであるかということについては知識が得られない状態にあるわけでございます。したがって、私たちがいたしましては、現在なお明らかにされてないこういう点について所要の資料の提供を受けまして、その資料について専門的な検討を進めたいというふうに実は考えておるわけでございます。

○横山委員 私も口蹄疫については十分な知識はございませんけれども、しかし、少なくともたいへんな病氣であるということは承知いたしておるわけでありまして、この報告書を拝見しますと、そのことについては中国側もたいへんな努力をしておるということも承知が出来ます。

あなたもごらんになったと思うのであります。が、一応記録のために読んでおきますと、中国における「口蹄疫撲滅の状況」を見ますと、一九五一年秋から口蹄疫が東北地方の一部に発生した。上級からの命令で、撲滅の責任者としてその任にあたった。

現地ですと方法はまず、東北と旅大地区を完全に隔離するためその中間にある西河地区を防衛線とし、ここに予防線を配置し、昼夜を分たず監視線上にすべて民兵を配置し、昼夜を分たず監視

視し、東北地方からの一切の動物の侵入を防いだ。山にいる猪、キジでさえ射殺したり、ドラ、タイコ、爆竹などで追い返したりしてしまつた。東北地区からきた汽車、自動車も完全消毒をして通過させた。汽車は駅に入る前に車両を消毒し、乗客の持物全部のみならず、人も全身消毒を行なった。自動車も同じで、道路に穴を掘りワラをつめてアルコール液を入れその上を通過させて車輪を消毒し、さらに車体人を全部消毒した。その際の一例であるが、ある地方に肉が不足したため、軍が東北地区から大量の食肉を運んできた。ところが、民兵がこれをとめて、例え軍用物資でも通過を許可しなかつた。そこで結局その場に大きな釜をもつてきてその肉を全部煮沸させ、はじめて搬出を許可した。

このように徹底した他地域への汚染防止の措置をとった。以上は五一年当時の状況である。その後、数年前にソ連に口蹄疫が発生し、私の所屬していた畜牧獣医研究所の専門家全員が中ソ国境に出張し防疫に直接あたつた。とつた措置は中ソ国境から二十キロにわたり、無獣地区をつくり、そこにすべて予防液を撒布し侵入を防いだ。

まあ、中国らしいやり方ではありますけれども、少なくともこの口蹄疫撲滅のために中国がとつておる措置の一端を、いまから六年も前でありまして、それにしても、中国は中国として徹底した措置をとつておることは容易に見られるわけでありまして、あなたのお話によりまして、なるほどと思わないではありませんが、しかし、それならば、一体、この中国食肉を輸入したほうがいい、安くもあるし、そして近くもあるし、味もそんなに落ちないというものであるならば、国内におけるこの食肉の底の状況からいって、一歩前へ進めるためには、いま手詰まりの状況ではないか——中国が、おれのところをそんなに疑うのかといったのを、まあまあと、高崎事務所、寧承志事務所があつてを、政府の了解のもとに派遣をした権威者の調査について、なおかつそうい

うことを言うと、今後輸入のための方策としては、あなたの御説明によつて、こうありたいということはわかるけれども、じゃ、その方法について手詰まりの状況ではないか。そうだとすると、これからしばらく放置をしていくことになるのか。食肉の不足について、国内の飼育を、今度特別措置法によつて課税上の措置をとるのも一つの方法であるけれども、それは急速に間に合わぬではないか。よその国からさらに輸入を増加するといひましても、結局、この中国食肉というものがわれわれの課題の焦点になつてきておるのではないかと私は思うのであります。

そういう点について、どうこの手詰まりから一歩前進をさせるおつもりであるか。その技術的な方法と、それから、いまおっしゃった調査報告書に対する見解を具体的に推進するにはどうあるべきかという点について、率直な意見を伺いたいと思います。

○岡田(党)政府委員 中国の牛肉につきましても、どの程度どの国に輸出されておるかということについても、全くわれわれは資料を開かされておらないわけでございます。したがって、まづどの程度輸出余力があるのかということも、実ははつきりいたしておりません。

ただ、この中共の問題が出てまいりましたのは、国内の牛肉の不足を輸入によつて補う場合に、できるだけ買入れられる地域を広くしたほうがいいではないかというふうな考え方に基づいておるわけでございます。現在のところ、主として蒙古、ニュージランドから輸入しておるわけでございますけれども、その輸入量によつて、不足する、つまり輸入に困るというふうな事態は全くないわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたようなところから、中共の問題につきましても、食肉が将来輸入されるということであれば、適当な食肉が妥当な価格で輸入されるという条件であれば、それはいろいろな条件を整へばいいことではないかというふうにも考えられるわけでございますので、そこで、先ほど申し上げましたよう

な条件が明らかにならなければ、直ちに輸入の禁止を解除するということにはならないというふうな考えでおるわけでございます。政府間の交渉というわけにはまいりませんので、民間団体によります接触ということを考えておまして、先般もL.T貿易で交渉に参られます際にわがほうの考え方を申し上げまして、そこで、中共側の意見を伺つたわけでございますけれども、それにつきましても十分な回答が得られてないというふうな状態にあるわけでございます。

その際、こちらから主として申し上げておりますことは、過去における口蹄疫の発生状況と、このほか、いままで行なわれた口蹄疫の撲滅方法の具体的な経過、口蹄疫ワクチンの種類、製造方法、使用目的と、口蹄疫の診断方法、その他、最近における不明疾病の発生とその状況ということであつたわけでございます。

○横山委員 食肉の需要がどんどんふえてまいります。今日において、豚の最近における状況や口蹄疫のお話の点からいきましても、十分な念査をする必要はございますが、しかしながら、だからといって、消費者に高い牛肉を食わせるというのを放置するのは、消費者保護の見地からいっても許されませんし、中国のみならず、他国もそうでありまして、特にきょうの問題にいたしましたのは、中国関係の食肉が輸入できる状況にあり、そして国際関係、日中の状況からいって、くつを隔てて足をかくようなことではあるけれども、そこに豊富かつ低廉な肉があるというところであるならば、一歩を進めて、ひとつ、この問題について努力されんことを要望したいと思うのであります。

次はバナナの問題であります。バナナの問題につきましても、同僚議員もすでに質問もいたしておるようであります。私もその手元に「台湾バナナ輸入の正常化について」と称して、きわめて激烈な文章がきておるわけでありまして、私は、この文章を多くの陳情書の中から

見まして、多分に疑問の念を禁じ得ないのであります。

一体、こういうような激烈な文章がわれわれの手元に配付をされ、たとえば、「正に封建時代の「前借ある女郎の地位そのまゝに、最低の苦界に沈淪しているのが自己粹のない加工卸売業者であります。」というのであります。こういうような文章や、黒い霧を一番しろとかいうような、表現のしかたにもいろいろあるけれども、こんな文書が出されるほど何か問題があるのかという感じを私も非常に濃くしておるわけでありまして、

台湾バナナにつきましても、今日までいろいろの紆余曲折をたどつておりますが、この際ひとつバナナの輸入について事態を明白にしたい、そして、疑惑や不正や、いわゆる黒い霧がほんとうにあるのかないのかという点も明らかにしたい、また、過当競争と、それから不公正な取引があるならば、それも正常化をしなければならぬということを痛感しておる次第であります。

あらましのことは一応承知しておりますが、一応正式に、簡潔でよろしくございまして、バナナ輸入の数年間の経緯をまず説明してもらいたい。

○原田政府委員 バナナにつきましても、昨年の国会におきましても各種の御批判をいただきました。私もどなたもいたして、深く反省をいたしました。私もバナナ輸入に関する問題が、正常な、望ましい姿に一刻も早く立ち返るよう努力をいたそうと考えてやっております。この問題については各種の御指摘のとおり、バナナにつきましてもは各種の問題がございます。終戦後は、バナナは奢侈品、ぜいたく品という感じがございましたので、その輸入のワケが非常に制限をせられておりました。この輸入制度をいたしましては、輸出をしたものでなければ輸入がでないと、あるいは先着順に割り当てるとか、各種の方策がとられてまいりました。しかし、需要のほうが強まっておりますので、たとえば、先着順という方式をとつて、どなたでも先着で来られさすれば差し上げられると

いうような制度をとりますと、一日で申請が何倍にもなるというふうな状態でございます。先着順で自由という方式は、結局抽せんという制度にならざるを得ない、抽せんではまいりますと、今回割り当てをもらった人もその次にはもらえないかもしれないという不安定もございまして、結局輸入体制としては望ましくないというところで、実績を持った者に割り当てをやるという制度がかなり長い間とられて、三十七年にまいったわけでございます。ただ、そのころになりまして、国内果樹との関係等から見ましても、ある程度自由化しても問題がないのではないかと、自由化することから、三十八年の四月に自由化に踏み切つた次第でございます。

三十八年度におきましては、わが国のほうが自由化をいたしましたにもかかわらず、主要供給先でございます台湾側におきまして依然として輸出統制を続けられ、特に三十九年になりましてからはその統制が強化された形で、日本の業界は台湾のオファーをもらいにいかねばならぬという状態になり、さらに四十年に入つて四月以降というふうなところにはその過当競争がきわめて激しい実情になつたわけでございます。したがって、激しい過当競争をやるといふことは国益上望ましくないというところ、国会においてもその問題をお取り上げになりました。

結局、四十年の七月から再び今度はA.I.Q.制度、自動割り当て制度のもとでの割り当てという形で台湾バナナだけが割り当ての対象になるという制度になつてまいりました。四十年七月に割り当てをいたしました以後は、日本側と台湾側とはそれぞれ窓口を一つにして商取引をするという状態が実現をいたしましたので、台湾との交渉の関係では、価格の安定という、やや取引秩序の確立という問題が出てまいりました。その結果、日本国内におきましても再びバナナがかなりもうかるという商品になつてまいつたわけでございます。

先進各国の状況を見ますと、一人が一年に何キ



は、なかなか、だれがペーパーであるとかいうようなことをきめるきめ手に困っておった次第でございます。

したがって、整理の方法といたしましては、まず実態に関する綿密な調査をしたいと考えまして、昨年からことしにかけて、企業の実態、輸入のやり方の実態等に関する詳細なる実態調査をさせていただきまして、この調査には六百八十三社すべての業者に全面的な協力をいただきまして、その結果に基づきまして、実務を行なっておらないペーパー、ダミー業者というものがどれであるかという判断をしたいと考えておったわけでございます。

これに並行いたしまして、輸入業界の中におきましても、特に、昨年来国会並びに世論の動向に刺激をされ、反省もされたと思いますが、業界の内部では、大体売った人と買った人がおるわけので、御存じでございますので、そういうところから自主的な体質改善を行なうべきであるという機運が高まりました。その方法をいかようにするのがよろしいかということが再三検討されました結果、ダミーであったもの、そういうものは、ダミーを養っていたと思われる親会社を引き取る、あるいはペーパーであったところは、ペーパーでないところに結合をするといったような、合併または営業譲渡という形の業界の結合が、体質改善、整理には最も有効な方法ではないかという結論に達せられて、自主的な任意な形でそういう結合をお進めになったわけでございます。そのお進めになった結論がかなり進歩をいたしましたので、大体私どもが予想しておりました程度にまでは進んだ形で私どものほうへ御相談があったわけでございます。

そのおり、ちょうど今回の輸入の割り当てをするという事態になってまいりましたので、その割り当てをいたします際には、私どもとして、そういうペーパー業者、ダミー業者であるかないかという実態を、各種の見地から、実態調査に基づきまして総合的に判断をいたしまして、申請があつたもののうち、ペーパー業者またはダミー業者ではないかという疑いのないものについて割り当てを行なつて、その疑いのあるものについては若干保留をいたしましたわけでございます。その保留をされた会社につきましては、それならばということでも、また体質改善の努力をされてきたところもございまして、そういうものについては、その体質改善の努力を認めるといふ形で整理統合が進捗をいたしまして、現在、約二百五十社というものになったというふうに御了解をいただきたいと思ひます。

それから第二の御質問の、大きな業者と零細業者とでは割り当て基準にも若干差をつけ、実績をとらなければならぬという理由はあるが、あまり少ない量だけを持っておつたのではコンスタントな商売にも困るのであるから、小さな業者には少しよけいな割り当てをしただろうかという御意見についてでございます。

これは、私どももいたしまして、バナナだけに限りませんが、広く中小企業の育成、特に、自然のままにまかされた場合には中小業者は弱い立場にございまして、これを育成しなければならぬという必要は十分痛感を感じておるところでございます。

そこで、この問題について私どもでも深く検討いたしましたわけでございますが、当初、自由化をいたします前にございまして輸入業者の数は六百八十三社などという大きな数ではございせん、その当時は台湾その他の地域が分かれておりましたので、台湾だけのバナナを扱っておつた業者が幾つぐらいあったかというところは正確には把握できないわけでございますが、大体、情報等によつて推察いたしますと、百三十社くらいではなからうかといわれております。その百三十社が三十八年と三十九年、四十年の初めまでの自由化時代に七百社近くにふえたわけでございます。したがって、そのふえた中では、大きなところがふえたのもございまして、数としては小さなところが非常にふえたという状態が出ております。

したがって、四十一年の七月に割り当てに戻します際には、三十八年の実績と三十九年の実績の二年間を基準にしたわけでございますが、そのわけは、三十八年度には日本側は自由化をいたしました、台湾側においては統制を続けまして、その前の年に実績を持っていた業者に割り当てをするというような措置がとられておりました。したがって、いまして、三十八年度は、いわば自由化前の実績が結果的に反映した年であると考えられます。三十九年には台湾側においてそういう制度を変えられまして、オフアールを取りにきたものによるという制度に変えられました。この時代は、自由な競争というものが実現した時代であります。そこで、割り当ての基準をきめて、輸入業者の中の混乱を静め、輸入秩序を維持した輸入制度をとるというために検討いたしました結果は、昔からやっていて、バナナ業界の正統派である、安定した業者と自称するような方々は、三十九年の自由競争ないし過当競争に近いような状態の実績はとるべきではないという主張をなされ、また、三十九年以後にふえられた方々は、三十八年以前は昔の実績に固定していた時代であるが、三十九年こそ自由に競争した時代であるから、その時代の実績をとるべきであるという主張をなされまして、せっかくの輸入秩序維持のための話がなかなかまとまらなかつたわけでございます。

したがって、結局、業界の話し合い等を参考にいたしましたとして、両者納得した上で輸入秩序が維持できる制度としては三十八年、三十九年をとつたわけでございます。この二年間をやりました結果は、一応大きな業界も小さな業界も、自分の主張は全部通つたわけではないが、やむを得ない措置としてこの実績の基準によらざるを得ないということに承諾されたわけでありまして、その場合にも、私どもとしましては、やはり小さな業界がある程度の数量を持つていらつしやるということは必要かもしれぬというような、先生御指摘の点も考慮に入れます。四十一年七月から、前回までの割り当ての場合には約二〇〇%程度の割り当て数量を均等

割りというふうにいたしましたので、小さい方々にもそういうものがある部分は適当にいくのであるという制度を採用した次第でございます。ただ、これをずうと毎年やっておりますと、古い業界は、だんだん自分のシェアが少なくなつて、小さいところに薄められていくという非常に強い不満を持つてくるわけでありまして、しかし、現在のところ、まだある程度業界の数は多いわけではあります。理屈としては、小さい業界の立場もわかっておりますので、均等割りという制度を続行してまいつたわけでございます。

しかしながら、今回、ペーパー、ダミー業者の整理という必要が生じました。六百八十三社が自主的な形で二百五十社程度に整理をされるという状態が起りました。そうなりますと、この均等割りという制度が残るといふことは、結合、つまり、数を多くして、ペーパーであろうとダミーであろうと、自分の支配のきく業者の数をふやしておいたほうがよろしいという状態が生じますので、整理がなかなか進捗しないという情勢が生じてまいつたわけでございます。したがって、この整理統合という問題に関連をいたしました場合は、均等割りという事態はなかなか得ない方策であるといふことで、今回はこの均等割りをやめたわけでございます。

実績というものは、あまり長くやっておりますと固定化する傾向もあるわけでございますが、しかし、とにかくその基準において業界の各位が何とか納得をされるという場合には、過去における輸入の実績、その輸入を実現されるに足る資金的、経営的その他の能力、あるいはそれを実行されたという事実というようなものがある実績というものに結果されておると考えられますので、やはり皆さんが納得される一番基礎的な基準ではないのかと考えて、やむを得ず今回もこういう制度をとつたこととさせていただきます。御了解をお願いいたします。

○横山委員 時間がなくなつてまいりましたので、私の意見についてはまた後日に伺うこととして

て、その次の問題は加工業者との問題でございます。

日本バナナ加工卸売団体連合会なるところは、何ですか、二百万かごぐらいのワクをよこせと言っておるようですね。

それから、四月十七日に日本バナナ加工組合が発足したそうですが、加工業者との問題、割り当てに関する問題のあなたのほうの方針をひとつはつきりさせていただきたい。

○原田政府委員 加工段階以下の所管は農林省でいらつしやいます、御質問に對しまして、私の考え方を申し上げたいと思ひます。

加工業界以下の段階の合理化、正常化ということが、私どもに課せられました第三の——第三といひますのは、比重の意味ではございせんが、重要な課題であるということをおし上げましたとおりでございします。

現在のところ、加工業者の方々は約千軒ありといわれております。その中には、戦前からバナナの熟成加工をやっておる方々と戦後おやりになつた方々とがございします。また、加工設備にいたしましても、最新式の電気室のようなものを持つていらつしやるところもございしますれば、床下を掘つて、ガスで御自分でおやりになつておつて、よく爆発事故が起るなどというやうな、原始的な設備しかお持ちにならないやうなところも非常にたくさんございします。また、非常に大きなキャパシティーを持った、能率的な業界の方もいらつしやいます。卸、小売りが本業でいらつしやいますが、加工もやっておる、自分では加工設備を持つていないにすぎない、あるいは、もし割り当てがもらえるならば加工をする用意はあるというやうな意思を表明しておられる方々とか、非常にたくさんおられます。

したがいまして、私どもは、この加工業界の育成という点につきましては、バナナの輸入、供給の側が必要より少なくて、売り手市場であるという状態におきましては、どうしても輸入業者

の立場のほうが強くなりがちでございしますので、やはり加工業界のほうを育成するという立場をとらざるを得ないと思ひております。

ただ、その方法でございしますが、加工業者に割り当てを与えて輸入業者にするという形が望ましいとは思ひませんが、加工業者が加工業者としての本来の立場で強くなつて、輸入業者と対等の立場で話ができる、そういう形で合理的な価格、条件で輸入業者から買われたものが、さらにまた小売りから消費者の段階には同じく合理的、妥当な安値で消費者に渡るやうな仕組みが確立されるという条件でなければならぬ。簡単に申し上げますと、輸入業者は輸入業者として、加工業者は加工業者として健全な立場において育成をしていくのが一番本格的ではないか、この目的のためにさしあたり私どもが検討いたしましたものは、第一は、輸入業者から加工業者にいきます段階における浜相場制度でございします。第二は、加工業者全体の組織化という問題でございします。

浜相場制度につきましては、これは業界の内部において、その業務の合理化のために自然的に発生をして運営をせられ、現在でもかなり能率的に運営をせられていてと考えられる制度でございします。しかし、その委員の選定でございしますとか、実際の価格のきめ方というやうなものについてはお検討の余地がないかどうか。たとえば、相場をきめる委員がだれでもなれるというやうな——もちろん経験、技術のある方でないといひますが、そういう方であるならばだれでもなれるという制度をとるとか、あるいは、浜相場制度自体を、そういう相対の売買方式をする前提としての価格をきめる制度という立場から、競売、せりという制度に移すことが是非かというやうな問題も含めて検討すべき段階にきていのではないかと思ひます。ただ、この問題につきましては、バナナが非常に腐れやすくて、せりに一日も二日も時間をとることさえ惜しいというやうな問題とか、あるいは、高い時期、物が足りない時期には、せりを

するとかえつて上がるのではあるまいかというやうな心配とかがございしますので、時期や方法その他について、せりと浜相場とどちらがいいかというところを含めて広く検討すべきではないかというふうにお考えをしております。

それから第二の、加工業者の組織化という問題でございしますが、加工業者の中にも昔から幾つかの団体がございまして、その最も古いものは全芭連といわれる団体でございします。これはすでに輸入も行なつて、輸入組合の中に入つておりました。輸入業者でもある加工業者という立場を持つておられるやうであります。そのほかにも幾つかの団体がございまして、先ほど先生御指摘のございました加工卸売団体連合会というのもその一つでありまして、私どもも非常にしばしば御意見も伺つており、かつ、その陳情の趣旨も十分に検討いたしております。この場合、やはりこの団体がまだ全国的な団体ではないという点と、それから加工業者という資格、そういう点に若干の疑問があるというやうな点から見て、この団体が輸入組合と対等の立場で話し合いをするまでにはまだ成熟をしておらないのではないかとこのやうに考えておつたわけでございしますが、これと並行いたしまして、全国の加工業者が一九になつて加工組合というものを結成をして、加工業者が輸入業者になるというのではなくて、加工業者本来の立場で、輸入業者と物の需給の状況あるいは売り買いのやり方といったやうなものについて話し合いをして、双方の合理化、健全化のためにやつていきたいという動きが最近強まつてまいつております。

したがいまして、もしこういう全国的な、かつ加工業者本来の使命に徹した加工業者の組織化が行なわれましますならば、私どもは農林省御所管のところで御相談をいたしまして、こういう団体が健全に育成されまして、輸入業者との間に円満かつ合理的な話し合いが行なわれていく、かつまた、それから以後の段階でも、流通合理化、消費者価格の引き下げという方向に向かつて努力されるやうな体制が打ち出されていくことが望ましい

のではないかと考えております。

○横山委員 農林省がお見えになつておられるのでありますが、二つばかり聞きたいのであります。

一つは、いまの加工業者に関する通産省の方針に全く同意であるかどうか。端的であります、それが一つ。

もう一つは、農林省の系統からすれば陳情があるものでありますが、これらのバナナの方向というものが、どうしても国内産果實に對してたいへんな影響をもたらすから、この関税率の引き下げを阻止してもらいたいとか、あるいは輸入についてあまりルーズなやり方はやめてもらいたいとか、例示をしてたいへん熱心な陳情があるわけでありまして、農林省はこの二つの問題についてどうお考えでございしますか。

○八塚政府委員 第一の加工組合あるいは加工業界の關係でございしますが、たゞいまも通産省のほうからお答えがありましたやうに、バナナの輸入から始まりまして流通の国内におきます第一歩が、輸入組合と加工業界との値段のきめ方と申しますか、そこから始まるわけでございしますが、その点、輸入組合のほうから着々と秩序が立つてまいります。そもそも、輸入組合自体が法的な組合であるわけではございしますから、やはりそれに対して、国内の流通の、いわば第一番選手を承る加工の組合が、できるだけ輸入組合と、それぞれの立場を公正に、對等に反映できるといふ程度の力を持つことが必要ではないか、そういう意味におきまして、私どももいたしましては、バナナの加工業界ができるだけ團結をされて、そうして、そういう役割りを果たされることになるやう育成すべきであるというふうにお考えをしております。

それから、第二の国内産果實に對する影響の問題でございしますが、私どもの立場といたしましては、もちろん国内産果實に對する影響というところを考へることが第一でございします。しかし、一方、先ほど来の答弁にもありましたやうに、バナナについての需要、国民の消費、嗜好というものの

もこれまた相当強いわけでございますので、私もいたしましては、その間の調整といいたすか、その間をどういう形で両立させていくか、そういう意味におきまして、まず現在通産省等とお話をして申し上げておりますことは、あるいは、そういうことに相なっておりますが、大体、需要量といたしまして、あるいはバナナの輸入量といましては、目安といたしまして全体の果実の生産量の割程度であればどうであらう、これとでもそれほど計数的なものではございませんけれども、大体戦前平常のときに台湾のバナナが約一割程度になっておったので、そのくらいの目安がどうであらうか、価格等につきましては、関税が関税の防壁になっておったわけでございます。それにいたしまして、やはり七〇％という現在の関税率は、国内果樹のほうからいいますれば、必要であり、かつ、ありがたいというふうに感じておる税率であるかとも思いますが、やはり国際的には相当高い税率である、そういうことからいいますと、私もいたしまして、急激な、あるいは、かつ相当大きな深刻な影響を及ぼさない範囲で、ある程度そういう輸入しないしは国際的な御要望に應ぜざるを得ないのではないかと、そういうふうな考え方をいたしております。

○横山委員 あらましのお話を伺いましたが、別途、いささか考えるところがございますが、きょうは具体的な私の意見は申し上げません。ただ、抽象的ではありますが、ひとつ注文を幾つかしておきたいのであります。

一つは、両省がこの問題について、常に意思統一、意見の統一を十分にしておりてもらいたいということ。

もう一つは、このバナナが積年こまでうるさくなっている問題をはらんでおりますが、いづれにしても、政府が相当の措置をとって、思い切った推進をはからなければいけないことは言うまでもないことではあります。しかし、思い切った措置をとるために、ずいぶん官僚統制的な疑い、あるいは反発を受けておることもまた事実であります。したがって、思い切った措置をとるためには、多少時間がかかりましても、民主的な方法を必ず配慮されることを切望してやまないところであります。

第三番目には、いさくもこの問題に関連して、不当な、あるいは不正、あるいは不法な政治的介入というものを何としても厳禁をさせなければならぬと思っております。私の申し上げたいことは、具体的にきょうは申し上げませんが、いさくも政府筋にその疑いがかかるようなことがあつてはなりませんし、また、政治的介入によつて、かつてありましたような誤解を生ずることともいけませんから、もし疑いがあるようなことは、二葉のうちから出処進退を関係者にも明確にさせて、厳禁をされるように私は要望いたしたいわけでありま。

それから、長期的にバナナを自由に輸入をさせるといふことは、国内産果実の問題もあり、あるいは国際収支の問題もありますから、結局、この根本的解決として需給の状態を全くフリーにさせるということはできませんが、少なくとも、長期的にバナナの問題の安定をはかるための方途というものがどうしても必要であらうということが痛感をされるわけでありま。

私は、いまのお話を聞きまして、また、手元にありますいろいろな資料を見まして、今回想起つておりますような、また、過去に起こりましたようなバナナをめぐるいろいろな問題が、その発生の原因がなくなるとは思われません。したがって、バナナについては必ずつきまとう問題があると思ふのであります。そういう点は、潜在的な要因といふものが常にあればあるほど、慎重に、民主的に、しかも、やらなければならぬことは勇敢にやるといふ態度が最も必要であらうと考えておるわけでございます。

いささか抽象的ではございますが、別な機会にまた問題点を具体的に提起をいたしたいと思ひま

して、きょうは、質問はこれで終わりたいと思ひます。

○平林委員 ちょっと関連をしてお尋ねしておきたいのでございます。今度バナナの関税が幾ぶん変更されるわけですね。その結果、これはどういうふうになるか私もよくわからないのですけれども、差益が出てくるはずですか。これは、全般的金額としてはどのくらいになりますか。

○細見政府委員 先ほど来の御説明でおわかり願つておるかと思いますが、実際の価格は浜相場で関係者の間の一種のせりのような形で定められておりますので、この関税価格が下がりましたことが確かにその負担減少にはなりますが、同時に、これは生鮮果物でありまして、過去の趨勢をござらん願つてもおわかりかと思いますが、輸入量がふえれば必ず価格が安くなり、輸入量が減つてくれば価格が高くなる——いろいろな輸入機構上の問題もあるようではあります、いさくも輸入機構上の問題も、輸入の量によつて価格が動いておるようでありま。

○平林委員 輸入量だとか浜相場、そうした取引の關係によつて将来いろいろな変化があるといふことはよくわかるのですが、かりに非常に機械的に考えまして、全体においていま輸入量がふえるとか、あるいは浜相場が変わるとか、消費者にそれがいい方向に転化されるとかいう約束は何もないですね。機械的に考えると大体どのくらい違ふかといふことを聞いているのです。

○細見政府委員 関税収入の減収として見込んでおられますのは、平年度十四億円でござい。ただ、ことしは、この法律のほうにも書いてござい。ますように、いろいろ輸入組合の問題とか、あるいは台湾に対するリンゴの輸出を増進するとかい

うような問題、あるいはまた、最盛期は避けたほうがいいとかいふような問題がござい。ますので、そういうことを避けま。す、今年度としては四億円を見込んでおります。

○平林委員 結局、関税収入としては、バナナに關してだけ十四億円ということになるわけ。でして、これは今後どういふふうに取り扱われるという問題が。あります。また、変わりが。ないといふれば、このものは一体どこに吸収されるかといふやうなこともござい。ますので、それが一部の業界に不当な利益になるのか。ならないのか、そうした点について大蔵省としては何か見解を持。つてお。りま。せんか。

○細見政府委員 申し上げます。

先ほど申し上げましたように、この法律の施行を政令にお願いしております。その、それはいま申しました通産省でいま実施しておられます輸入秩序の整備といふことと相。まって、これらのものが本来の国民の手に還元されるように推進すること。を一方でや。つてもら。つて、それとあ。わせて実施してまい。りたい、か。ように考えております。

○平林委員 これはまたあらためてこの問題について検討することにしまして、きょうはこの程度にしてお。きます。

○内田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

昭和四十二年五月四日印刷

昭和四十二年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局